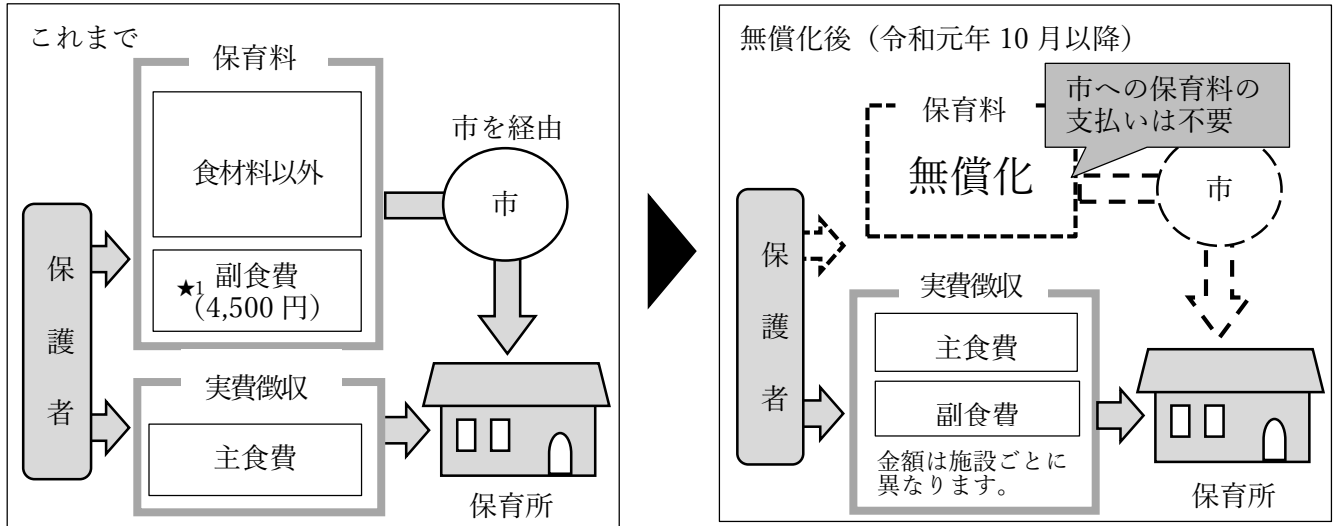


幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

①幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方



3歳から5歳児の食材料費はこれまでも主食（米、麺、パン）分は施設による徴収、副食（おかず等）分は保育料の一部として、保護者の方にご負担いただいていた。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、主食費はこれまで通りですが、副食費も直接施設で徴収することとなりました。

保護者にとっては負担方法が変わるものの、保護者が負担すること自体はこれまでと変わりません。

副食費が直接施設で徴収となることに伴い、低所得世帯等については負担が増えないよう、副食費が免除されます。これまで国基準で保育料を減免されていた方（生活保護世帯やひとり親世帯等）に加えて、年収360万円未満相当の世帯の子どもも免除の対象となります。

主食費については、これまでと同様に全児童からの徴収となります。

②副食費の徴収額の考え方

施設が徴収することとなった副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した副食材料相当分を勘案して定めます。人件費や光熱費は含まれません。副食材料は、主食（米、麺、パン）以外の全て（おやつや牛乳、お茶も含む）を対象とします。

これまで2号認定子どもの副食費については、保育料の一部として保護者に月額★₁4,500円の負担を求めてきた経緯があり、この4,500円を目安とし、副食費の徴収額が著しく高額にならないよう配慮することが必要です。

【狭山市公立保育所の食材料費徴収額】

月額 5,400円（主食費 900円・副食費 4,500円）

◆平成29年度、30年度の実際に給食の提供に要した食材料費を基に、3歳以上児一人当たりの食材料費を算出して決めました。

※来年度以降、物価の動向等を踏まえて見直しを行う場合があります。

③特別食や欠席者等がいる場合の徴収額の考え方

食材料費の徴収額は施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと同額です。

食材料費の徴収額は月額を基本としますが、月途中の退園の場合等には、施設の判断で減額や日割り計算等の対応も行えます。

【狭山市公立保育所での欠席者等に対する対応】

- ❖1日から月末までのひと月全欠席の場合、徴収はしません。
- ❖月途中の退園の場合、日割り計算をします。

<参考資料>

現時点での状況につきましては、内閣府作成の資料および内閣府のホームページをご確認ください。

内閣府ホームページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 幼児教育・保育の無償化